

第63回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2017年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都台東区東上野一丁目26番2号
ジュエラーズタウン・オーラム 地下2階
「ラ・サル ロイヤル」

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式
報酬等の額および内容決定の件

目次

第63回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	23
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告	53

株主の 皆様へ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年6月26日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

当社は、1954年にわが国で初めての無可塑剤成形による水道用硬質塩化ビニル製継手の製造・販売を開始し、以来、“人々の生活に欠かすことのでき

■ 第63回定時株主総会招集ご通知

日 時	2017年6月27日（火曜日）午前10時 受付開始：午前9時	
場 所	東京都台東区東上野一丁目26番2号 ジュエラーズタウン・オーラム 地下2階「ラ・サル ローヤル」	
目的事項	報告事項	▶第63期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ----- ▶第63期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 ----- 第2号議案 取締役7名選任の件 ----- 第3号議案 監査役2名選任の件 ----- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 ----- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件 ----- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以上

ない水”、“安全・安心な水”をお届けすることを念頭に、さまざまな上水道・下水道関連製品を世に送り続けてまいりました。

これからも、お客様の目線に立ち、「自然を愛し、人を大切にす
る」という基本姿勢のもと、水事業を軸に皆様の住環境改善のお役
に立てるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社の活動にご期待いた
だくとともに、ご支援ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2017年5月31日

代表取締役社長 窪田政弘



議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける 場合

会場受付にて
ご提出



同封の議決権行使書用紙を
株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない 場合

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2017年6月26日(月曜日)午後5時15分までに到着
するようご返送ください。

- ▶ 当日は節電のため、株主の皆様におかれましては軽装でご出席ください。
- ▶ 次の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ② 株主資本等変動計算書および個別注記表
- ▶ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.maezawa-k.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

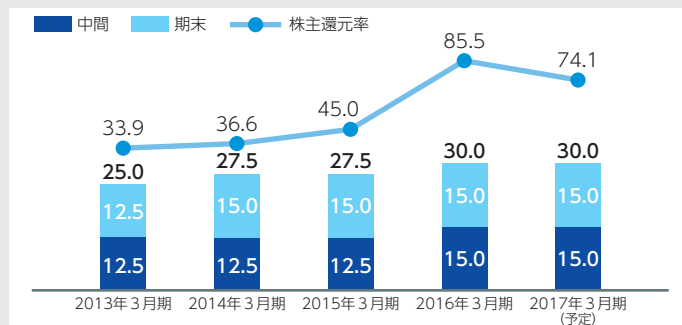
期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、投資に必要な資本を確保しつつ、株主の皆様に対する積極的な利益還元を行うことが最も重要な経営課題の一つであると考え、業績および今後の事業展開などを総合的に勘案して配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期の期末普通配当は1株につき15円とさせていただきますと存じます。

- 1 配当財産の種類 **金 銭**
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき **15円**
 配当総額 **226,067,265円**
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日 **2017年6月28日**

〈ご参考〉配当金／株主還元率の推移 (単位：円／%)



(注) 中期経営計画CHALLENGE 2017において、2018年3月期までに株主還元率70%を達成することを目標としております。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当等	当事業年度における取締役会への出席状況 (出席率)
1	くぼ た まさ ひろ 窪田 政弘 再任	代表取締役社長 取締役会議長	15回／15回 (100%)
2	くぼ じゅん いち 久保 淳一 再任	取締役 常務執行役員営業本部長兼営業管理部長	15回／15回 (100%)
3	いとう まさ ひろ 伊東 正博 再任	取締役内部統制・IR担当 上席執行役員管理本部長	15回／15回 (100%)
4	もぎ たつ ひろ 茂木 達宏 再任	取締役 上席執行役員水環境事業部長兼開発設計部長 兼中央研究所長	12回／12回 (100%)
5	あお き かず ひさ 青木 和久 新任	執行役員製造本部長兼事務管理部長	—
6	おお や たか し 大屋 隆司 再任 社外 独立	社外取締役（独立役員） 経営諮問委員会議長	15回／15回 (100%)
7	かとう ま み 加藤 真美 再任 社外 独立	社外取締役（独立役員） 経営諮問委員会委員	12回／12回 (100%)

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

- (注) 1. 茂木達宏および加藤真美の両氏の「当事業年度における取締役会への出席状況」は、2016年6月28日就任以降の出席状況を記載しております。
2. 各候補者のページの「所有する当社の株式数」は、2017年3月31日現在の所有株数を記載しております。
3. 各候補者のページの「満年齢」は、本定時株主総会終結時現在の年齢を記載しております。
4. 大屋隆司および加藤真美の両氏は、東京証券取引所の定める独立性要件を踏まえた当社独自の独立性要件をも満たしており、再任が承認可決された場合は、東京証券取引所が定める独立役員としての届出を継続する予定であります。
5. 当社は、大屋隆司および加藤真美の両氏との間で、会社法第427条第1項および定款第32条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

1

再任



くぼ た まさ ひろ
窪田 政 弘

(生年月日 1957年7月29日 満59歳)

- | 所有する当社の株式数 …………… 11,900株
- | 在任期間 …………… 5年
- | 取締役会への出席状況 …… 15回/15回(100%)

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1983年 3月 当社入社
- 2007年 7月 当社営業本部大阪支店長
- 2008年 7月 当社執行役員営業本部関西支店長
- 2011年 6月 当社執行役員開発設計部長
- 2012年 4月 当社執行役員開発設計部長兼中央研究所長
- 2012年 6月 当社取締役執行役員開発設計部長兼中央研究所長
- 2013年 6月 当社常務取締役上席執行役員開発設計部長兼中央研究所長
- 2014年 10月 浙江前泽嘉盛排水材料有限公司董事
- 2015年 6月 当社代表取締役社長（現任）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

営業・販売、研究・開発および海外事業推進を担当した豊富な経験を有し、新たな視点で製品開発を進めることでブランドの育成を主導してきました。2015年6月に代表取締役社長に就任してからは、中期経営計画およびコーポレートガバナンス基本方針を発表し、株主との対話も意識しながら、新たな時代に対応する経営改革に力を発揮しております。取締役会は、グループの持続的な成長と企業価値の向上のため、引き続き経営を主導していくことを期待して、取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



く ぼ じゅん いち
久 保 淳 一

(生年月日 1958年9月26日 満58歳)

- | 所有する当社の株式数 …………… 8,800株
- | 在任期間 …………… 4年
- | 取締役会への出席状況 …… 15回/15回(100%)

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1991年 9月 当社入社
- 2009年 4月 当社営業本部東京支店長兼営業企画副部長
- 2010年 4月 当社営業本部東京支店長兼広域特販営業部長
- 2012年 6月 当社執行役員営業副本部長兼東京支店長兼広域特販営業部長
- 2013年 4月 当社執行役員営業副本部長
- 2013年 6月 当社取締役執行役員営業本部長
- 2014年 4月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業管理部長
- 2016年 6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼営業管理部長 (現任)
- 2017年 6月 株式会社新潟成型取締役経営担当 (就任予定)

▶ 重要な兼職の状況

株式会社新潟成型取締役経営担当 (2017年6月就任予定)

▶ 取締役候補者とした理由

営業・販売分野を担当した豊富な経験を有し、営業力の強化を進めるとともに、業務の集約や物流の合理化により利益体質の強化に貢献してきました。中期経営計画達成に向け、コア事業の売上確保および新規事業への取組みは必要不可欠であり、経験に裏付けされた強いリーダーシップを発揮しております。取締役会は、グループの持続的な成長と企業価値の向上のため、引き続きグループの営業力強化に貢献していくことを期待して、取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



いとうまさひろ
伊東正博

(生年月日 1961年5月30日 満56歳)

- | 所有する当社の株式数 …………… 6,400株
- | 在任期間 …………… 3年
- | 取締役会への出席状況 …… 15回/15回(100%)

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1984年 4月 当社入社
- 2010年 4月 当社管理本部総務副部長
- 2012年 4月 当社管理本部総務部長
- 2013年 6月 当社執行役員管理本部総務部長
- 2014年 6月 当社取締役執行役員管理本部長内部統制担当兼総務部長
- 2015年 6月 当社取締役執行役員管理本部長内部統制・IR担当兼総務部長
- 2016年 4月 当社取締役執行役員管理本部長内部統制・IR担当
- 2016年 6月 当社取締役内部統制・IR担当兼執行役員管理本部長兼情報システム部長
- 2017年 4月 当社取締役内部統制・IR担当兼上席執行役員管理本部長（現任）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

総務・人事分野を担当した豊富な経験を有し、人事戦略の構築と社内教育体制の改革を主導してきました。コーポレートガバナンス基本方針を取りまとめ、事業領域拡大、人材強化のための体制づくりを行ったほか、検討事項でもあった取締役報酬制度改正にも取り組み、コーポレートガバナンス改革に注力しております。取締役会は、グループの持続的な成長と企業価値の向上のため、人事戦略を通じた人材の適正配置を進め、引き続き総合的なコストコントロールを推進していくことを期待して、取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任



も ぎ たつ ひろ
茂 木 達 宏

(生年月日 1962年1月19日 満55歳)

- | 所有する当社の株式数 …………… 3,300株
- | 在任期間 …………… 1年
- | 取締役会への出席状況 …… 12回/12回(100%)

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1992年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社製造本部資材副部長
- 2013年 6月 当社執行役員製造本部資材部長兼水環境事業部水環境エンジニアリング部長
- 2015年 6月 当社執行役員開発設計部長兼中央研究所長兼製造本部資材部長兼水環境事業部水環境エンジニアリング部長
- 2016年 4月 当社執行役員開発設計部長兼中央研究所長兼製造本部資材部長兼水環境事業部水環境部長
- 2016年 6月 当社取締役兼執行役員水環境事業部長兼開発設計部長兼中央研究所長
- 2017年 4月 当社取締役兼上席執行役員水環境事業部長兼開発設計部長兼中央研究所長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

購買分野を担当した豊富な経験を有し、水処理分野の営業・研究・施工部門を担当するとともに、研究・開発部門において新規事業分野である都市型対応製品、災害対応製品などの開発に積極的に取り組んでおります。取締役会は、グループの持続的な成長と企業価値の向上のため、新製品の開発をさらに推し進めながら、成長分野でもある水処理分野の体制強化を推進していくことを期待して、取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

新任



あお き かず ひさ
青 木 和 久

(生年月日 1959年1月23日 満58歳)

| 所有する当社の株式数 …………… 2,600株
| 在任期間 …………… —
| 取締役会への出席状況 …………… —

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1982年 3月 当社入社
- 2013年 4月 当社製造本部熊谷工場生産企画副部長
- 2014年 4月 当社製造本部熊谷工場長兼生産企画部長
- 2014年 6月 当社執行役員製造本部熊谷工場長兼生産企画部長
- 2015年 4月 当社執行役員製造本部熊谷工場長
- 2016年 7月 当社執行役員製造本部長兼熊谷工場長
- 2017年 4月 当社執行役員製造本部長兼事務管理部長（現任）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

製造分野を担当した豊富な経験を有し、2014年6月に執行役員に就任してからは製造拠点である熊谷工場長として製造部門全般を統括し、製品の品質および生産性の向上に積極的に取り組んでおります。取締役会は、グループの持続的な成長と企業価値の向上のため、熊谷工場全体の製造分野における品質確保体制を強化し、生産体制の効率化・合理化による利益体質強化を一層推し進めていくことを期待して、取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任

社外

独立



お お や た か し
大 屋 隆 司

(生年月日 1946年11月1日 満70歳)

| 所有する当社の株式数 …………… 0株
| 在任期間 …………… 3年
| 取締役会への出席状況 …… 15回/15回(100%)
| 経営諮問委員会への出席状況 … 8回/8回(100%)

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1971年11月 監査法人中央会計事務所入所
1975年 3月 公認会計士登録
1983年 5月 中央新光監査法人代表社員
2006年 7月 公認会計士大屋隆司事務所所長(現任)
2006年11月 クリフィックス税理士法人顧問(現任)
2011年 6月 公益財団法人大川情報通信基金監事(現任)
2013年 7月 一般財団法人海上災害防止センター評議員(現任)
2014年 6月 当社社外取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

公認会計士大屋隆司事務所所長(公認会計士)
公益財団法人大川情報通信基金監事

▶ 社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な経験を有し、会計の実務家としての視点から、当社の取締役会のすべてに出席して積極的に発言をしており、経営の重要事項の決定や業務執行状況の監督など適切な役割を果たし、当社の公正かつ合理的な経営判断ならびに経営の透明性および健全性の確保に貢献しております。2015年8月より発足した経営諮問委員会の議長を務め、当社の経営の透明性および公正性の確保に取り組んでおります。社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有してはおりませんが、取締役会は、上記のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しており、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

社外

独立



かとうまみ
加藤真美

(生年月日 1963年5月7日 満54歳)

| 所有する当社の株式数 …………… 0株
| 在任期間 …………… 1年
| 取締役会への出席状況 …… 12回/12回(100%)
| 経営諮問委員会への出席状況 … 5回/6回(83%)

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1986年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1997年 4月 弁護士登録
1998年 1月 桜丘法律事務所入所（現任）
2012年 4月 第二東京弁護士会副会長
2013年 4月 第二東京弁護士会男女共同参画推進本部副委員長（現任）
2016年 6月 当社社外取締役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

桜丘法律事務所（弁護士）

▶ 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験および企業での就業経験を有していることから、法律実務の専門家としての視点および企業人としての思考を併せもっており、当社の取締役会のすべてに出席して業務執行状況の監督や経営の重要事項の決定において適切な役割を果たしております。また、第二東京弁護士会の男女共同参画推進本部副委員長を務めていることから、コーポレートガバナンス基本方針に掲げる「多様性の確保」の推進において、適切な助言をいただいております。社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有していませんが、取締役会は、上記のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しており、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役肥田吉生、齋藤榮および佐竹正幸の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、1名減員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。監査役1名の減員は、当社の役員体制を勘案し、コーポレートガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断したものであり、経営監督機能の低下をきたすおそれはないものと考えております。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	当事業年度における取締役会への出席状況 (出席率)	当事業年度における監査役会への出席状況 (出席率)
1	やま だ たか ふみ 山田 隆文 新任	管理本部経理部	—	—
2	さ たけ まさ ゆき 佐竹 正幸 再任	社外 社外監査役（独立役員） 独立 経営諮問委員会委員	15回／15回 (100%)	17回／17回 (100%)

新任 新任監査役候補者 **再任** 再任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者のページの「所有する当社の株式数」は、2017年3月31日現在の所有株数を記載しております。
2. 各候補者のページの「満年齢」は、本定時株主総会終結時現在の年齢を記載しております。
3. 佐竹正幸氏は、東京証券取引所が定める独立性要件を踏まえた当社独自の独立性要件をも満たしており、再任が承認可決された場合は、東京証券取引所が定める独立役員としての届出を継続する予定であります。
4. 当社は、佐竹正幸氏との間で、会社法第427条第1項および定款第42条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

1

新任



やま だ たか ふみ
山 田 隆 文

(生年月日 1957年1月11日 満60歳)

所有する当社の株式数 …………… 11,300株

在任期間 …………… —

取締役会への出席状況 …………… —

監査役会への出席状況 …………… —

▶ 略歴および当社における地位

- 1980年 4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行
- 2007年10月 当社入社
- 2007年10月 当社総務部経営補佐担当部長
- 2008年 1月 共和成型株式会社（現株式会社新潟成型） 監査役（2017年6月退任予定）
- 2008年 4月 当社経営企画部長
- 2009年 4月 当社管理本部経営企画部長
- 2010年 6月 当社執行役員管理本部経営企画部長
- 2013年 6月 当社執行役員経営企画室長
- 2013年 6月 浙江前泽嘉盛排水材料有限公司副董事長
- 2015年 6月 当社執行役員管理本部経理部長
- 2017年 4月 当社管理本部経理部（現任）

▶ 重要な兼職の状況

株式会社新潟成型監査役（2017年6月退任予定）

▶ 監査役候補者とした理由

経営および経理財務分野を担当した豊富な経験を有し、中期経営計画の作成、事業戦略の立案・推進を担ってきたほか、経理財務分野で収益基盤の構築とリスク対応力の強化に取り組んでまいりました。取締役会は、これらの幅広い経験と見識を監査業務に活かしていただくことで、重要事項の決定プロセスおよび業務執行状況の監査という職務を適切に遂行できると期待して、監査役候補者とするものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任

社外

独立



さ たけ まさ ゆき
佐竹正幸

(生年月日 1948年5月16日 満69歳)

所有する当社の株式数 …………… 0株
在任期間 …………… 4年
取締役会への出席状況 …… 15回/15回(100%)
監査役会への出席状況 …… 17回/17回(100%)
経営諮問委員会への出席状況 … 8回/8回(100%)

▶ 略歴および当社における地位

1971年 4月 監査法人中央会計事務所入所
1977年 9月 公認会計士登録
1985年 4月 同法人代表社員就任
2010年 4月 佐竹公認会計士事務所所長 (現任)
2012年 4月 東北大学会計大学院教授
2012年 6月 ピー・シー・エー株式会社社外監査役 (現任)
2012年 6月 公益社団法人商事法務研究会監事 (現任)
2013年 4月 千葉商科大学会計大学院会計ファイナンス研究科MBA課程客員教授 (現任)
2013年 6月 当社社外監査役 (現任)
2015年 4月 みずほ信託銀行株式会社社外取締役 (現任)
2016年 6月 公益財団法人日本心臓血圧研究振興会監事 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

佐竹公認会計士事務所所長 (公認会計士・税理士)
ピー・シー・エー株式会社社外監査役
公益社団法人商事法務研究会監事
みずほ信託銀行株式会社社外取締役
公益財団法人日本心臓血圧研究振興会監事

▶ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、会計と税務の実務家としての客観的な立場から監査を行っており、重要事項の決定プロセスおよび業務執行状況の監査という職務を適切に遂行しております。社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有していませんが、取締役会は、上記のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しており、引き続き社外監査役候補者としたものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

当社は、監査役佐竹正幸氏の兼職先であるみずほ信託銀行株式会社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を354千株保有しておりますが、同社グループの議決権の0.01%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏の兼職先である公益社団法人商事法務研究会との間には書籍の定期購読の取引がありますが、その取引金額は、当期において1百万円未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、また独立性に影響を及ぼすものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。



新任

社外

独立

しの ざき まさ み
篠崎正巳

(生年月日 1953年9月29日 満63歳)

所有する当社の株式数 …………… 0株

▶ 略歴ならびに当社における地位

- 1987年 4月 弁護士登録
- 1987年 4月 平井法律事務所入所
- 2004年 1月 篠崎総合法律事務所所長（現任）
- 2008年 4月 第一東京弁護士会副会長
- 2009年 6月 株式会社いなげや社外監査役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

篠崎総合法律事務所所長（弁護士）
株式会社いなげや社外監査役

▶ 補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験を有しており、法律実務の専門家としての視点を当社の監査業務に活かしていただくことで、当社の公正かつ合理的な経営判断および経営の透明性ならびに健全性の確保に貢献していただけるものと判断しております。社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有していませんが、取締役会は、上記のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しており、補欠社外監査役候補者としたものであります。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 「所有する当社の株式数」は、2017年3月31日現在の所有株数を記載しております。
2. 「満年齢」は、本定時株主総会終結時現在の年齢を記載しております。
3. 篠崎正巳氏は、東京証券取引所の定める独立性要件を踏まえた当社独自の独立性要件をも満たしており、社外監査役に就任した場合は、東京証券取引所が定める独立役員としての届出を行う予定であります。
4. 当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項および定款第42条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できるものとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、篠崎正巳氏が社外監査役に就任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。

<ご参考> 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、東京証券取引所の定める独立性要件を踏まえて、独自の独立性基準を定めております。コーポレートガバナンスの充実の観点から、社外役員候補者の全員について同基準のすべてを満たすことを求めています。

同基準は以下のとおりであります。

【社外役員の独立性基準】

- (1) 当社グループの議決権10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者（※1）でないこと
- (2) 当社グループが議決権10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、またはその業務執行者でないこと
- (3) 社外役員の相互就任関係（※2）となる他の会社の業務執行者でないこと
- (4) 当社グループから多額（※3）の寄付を受領している団体の業務執行者でないこと
- (5) 上記（1）ないし（4）に就任前の過去3年間で該当することのないこと
- (6) 過去に1度でも当社グループの業務執行者となった者でないこと

※1 「業務執行者」とは、業務執行取締役および使用人をいう。

※2 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※3 「多額」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総収入の2%を超える金額をいう。

<ご参考> 役員選任方針・手続き

当社は、役員の選解任においては、社外役員のみで構成される経営諮問委員会の意見を受けるとし、客観的な評価を踏まえることで透明で公正な体制を担保することとしております。

役員の選任方針（要約）は以下のとおりであります。

- (1) 役員としてグループの持続的成長と企業価値の向上に貢献できる経営感覚、実行力および判断力を有すること
- (2) 役員として職務遂行に必要な意思と能力が備わっており、ステークホルダーに対する社会的責任を果たす考えがあること
- (3) 役員としての人格および識見があり、誠実に職務を遂行できること
- (4) 役員として法令上求められる要件を満たしていること

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2004年6月24日開催の第50回定時株主総会において「年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」と決議いただき今日に至っております。当社では、2015年に公表したコーポレートガバナンス基本方針に基づき、グループの持続的成長と企業価値の向上により資する制度とするため、グループ業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めるような報酬の設定について検討を行ってまいりました。

その結果、単年度業績に連動した「賞与」の変動幅を高めるとともに、第6号議案としてご承認をお願いしております中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機付ける報酬として、株式報酬制度を新たに導入させていただきたいと存じます。本議案では、このうち「基本報酬」および単年度業績に連動した「賞与」について改定をお願いするものであります。

取締役としての業務執行意識を高めるため、一部の取締役に報酬額とは別枠で支給していた使用人分給与を当該報酬額の「基本報酬」部分に組み入れることとし、そのうえで、単年度業績に連動する「賞与」部分について、単年度業績との連動性を一層高めることといたします。基準となる業績を下回るときの「賞与」の減額とともに、基準となる業績を上回った場合の「賞与」に増額インセンティブを加えることで、グループ業績の向上に向けた貢献意欲や経営意識を高めてまいります。

具体的には、使用人分給与の「基本報酬」部分への組入れ、および増額インセンティブへの備えとして、取締役の報酬額を「年額300百万円以内（うち社外取締役18百万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役は、引き続き7名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案で提案させていただく取締役の報酬額は、第6号議案で提案させていただく中長期業績に連動した取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および単年度業績に連動した「賞与」により構成されておりましたが、本議案では、新たに中長期業績に連動した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬（「基本報酬」および「賞与」）の限度額（「年額300百万円以内（うち社外取締役18百万円以内）」）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2018年3月末で終了する事業年度から2021年3月末で終了する事業年度までの4年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役は社外取締役を除くものとし、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時点において本制度の対象となる取締役の員数は、社外取締役2名を除く5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する一定数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。本制度の骨子につきましては、2017年5月12日付「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は4年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金145百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年ごとに延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間ごとに金115百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出したします。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与および後記(4)の当社株式の交付を継続いたします。

ただし、ポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているもののいまだ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役員別基準および財務指標に対する達成度等の一定の基準に応じて算定される数のポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり70,000ポイントを上限といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手続きに従い、当社株式の交付を受けるものとします。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役が付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数といたします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われることとなります。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合など、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

<ご参考> 取締役の報酬決定の手続き

当社は、取締役の報酬として、株主総会で決議された枠内で「基本報酬」および単年度業績に連動した「賞与」を支払うとともに、本定時株主総会で原案どおり承認可決された場合には、中長期業績に連動した「株式報酬」を支払う方針であります。

役員の報酬については、社外役員のみで構成される経営諮問委員会への諮問を経て、取締役会で役員報酬制度を定めることとし、グループ業績に応じ、役員報酬制度に従って算出される報酬を支払うこととすることで透明で公正な報酬決定の手続きを担保しております。

なお、本定時株主総会で第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決されることを前提とした新たな役員報酬制度では、今後のグループ業績向上への意欲を高めることを重視していることから、現在基準としている業績の達成時においては、現在の取締役への支給額である「基本報酬」および単年度業績に連動した「賞与」の合計額と、新たな役員報酬制度での「基本報酬」、単年度業績に連動した「賞与」および中長期業績に連動した「株式報酬」を加えた合計額が原則として同等水準となるよう設計されております。今後、基準となる業績については変動することがありますが、基準となる業績の設定は、透明性を確保するため、経営諮問委員会への諮問を経て、取締役会で定めるものとしております。

以上

(提供書面) **事業報告** (2016年4月1日~2017年3月31日)

1 前澤化成工業グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

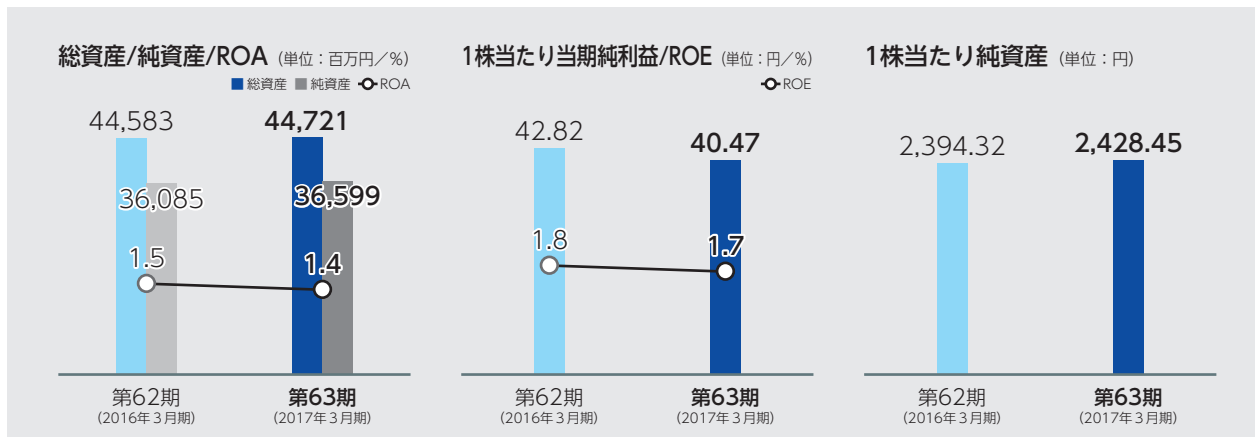
① 連結業績ハイライト

売上高 **219億63**百万円 (前期比 1.6%減 ↓)

営業利益 **9億4**百万円 (前期比 15.2%減 ↓)

経常利益 **11億15**百万円 (前期比 13.3%減 ↓)

親会社株主に帰属する
当期純利益 **6億9**百万円 (前期比 5.9%減 ↓)



② 経済概況と業界動向

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、総じて緩やかな回復傾向で推移いたしました。海外では英国のEU離脱問題や米国の新政権の動向などにより先行きの不透明さを感じさせる状況が続きました。

前澤化成工業グループ（以下「当社グループ」という。）と関連の深い上水道・下水道業界および住宅機器関連業界におきましては、新設住宅着工戸数が前年比で増加傾向となり、概ね堅調に推移いたしました。

③ 当社グループの取組み

当社グループは、当期が2年目となる中期経営計画「CHALLENGE 2017」の達成に向け、順次取り組んでまいりました。

コア事業強化のため、引き続き排水処理システム「アジティス」など多様な水処理システムの拡販や、「低位吸気弁」など付加価値の高い、比較的新しい住環境改善製品を市場へ浸透させることに努めつつ、新規事業分野への参入のため、災害対応製品「エモータブル」とビル設備対応製品「ビニコア」を市場に投入いたしました。

さらに、省エネルギーで生産性の向上した熊谷第一工場が本格稼働したこと、一部販売不振製品の製造・販売を中止するなど製品構成の見直しを継続したことなどにより、収益構造の改革を進めました。

しかしながら、新規事業分野向け製品「エモータブル」、「ビニコア」とも、市場投入の時期が予定より遅れたため、当期におきましては計画どおりの業績を上げるまでには至っておりません。また、「水処理分野」において、当期予定しておりました大型物件の受注が遅れ、「各種プラスチック成形分野」において、他事業分野との連携強化を通じて新規取引先開拓を図りましたが、課題の克服までには至りませんでした。

④ 当期の業績

当連結会計年度における売上高は219億63百万円（前連結会計年度比1.6%減）となりました。

また、前連結会計年度において建替えが完了した熊谷第一工場の新棟に係る減価償却費の増加や、中国における合併解消に伴う出資金評価損の発生などの影響により、営業利益9億4百万円（同15.2%減）、経常利益11億15百万円（同13.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益6億9百万円（同5.9%減）となりました。

事業報告

〈ご参考〉当社グループの事業領域

安全・安心で、快適な毎日を支える
多彩な高付加価値製品をお届けしています。

住まいのキッチンやバス・トイレといった水回りから、
店舗などの上水道・下水道、さらに、工場や水環境システムに至るまで、
さまざまなフィールドで活躍するマエザワの豊富な製品群。
水のある、安全・安心で快適な暮らしを
その確かな品質が目に見えないところで支えています。

上水道関連製品

1



水道用硬質塩化ビニル
管・継手

雨水関連製品

4



雨水マス・雨水浸透マス

5



雨水貯留ユニット
「レインキューブ」

下水道関連製品

6



排水用吸気弁

7



遮音パイプ・遮音継手

8



ビニヘッダー

9



基礎貫通スリーブ

10



ビニマス

11



ビニホール

TOPICS トピックス



新規事業分野への注力 災害対応製品 非常用浄水装置「エモータブル」

「CHALLENGE 2017」に掲げております災害対応製品分野への進出として、新製品「エモータブル」を発売いたしました。「エモータブル」は、災害により水道の水が絶たれたときに、河川やプールなどの水を浄化して安全な飲み水を確保することができるコンパクトな非常用浄水装置です。

政府によれば、災害時に備え一人1日3リットル・3日分の飲料水を備蓄（※1）することが推奨されておりますが、飲料水の他にも食品など備蓄すべきものは数多くあり、保管スペースの確保は自治体や企業の大きな課題となっています。

また、2011年3月に発生した東日本大震災においては、水道の復旧期間が3日後でも約50%（※2）にとどまっており、推奨備蓄量である3日分を超えて飲料水を確保しなければならないことも十分に想定されます。

これらの問題を解決する「エモータブル」の販売を通して、社会問題の解決に貢献してまいります。

※1：政府広報オンライン：<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/6.html>

※2：国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/common/000207861.pdf>

熊谷第二工場が 緑化優良工場として受賞

「第35回 工場緑化推進全国大会（※）」において、熊谷第二工場が2016年度緑化優良工場として「日本緑化センター会長奨励賞」を受賞いたしました。

熊谷第二工場では約19,901㎡の敷地を緑地等にしており、また、約50本のサクラが植樹された「マエザワ緑の広場」（約11,450㎡）は、お花見の場として近隣住民の皆様楽しんでいただいております。

毎月欠かさず実施している工場敷地内外の草取りやゴミ拾いなどの環境整備活動を続け、これからも環境改善に努めてまいります。

※工場緑化推進全国大会とは

一般財団法人日本緑化センターが、工場緑化を積極的に推進するために、工場内外の環境の改善に顕著な功績のあった工場、団体および個人を表彰する制度で、1982年度から実施されています。



水栓柱・水栓パン



量水器ボックス

水処理関連システム



排水処理システム
「アジティス®」

その他製品



小型浄化槽



グリーストラップ



プラント用樹脂製バルブ



ビニ内副管

事業報告

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

管工機材分野

売上高	198億3百万円	(前期比 1.4%増 ↗)
営業利益	10億98百万円	(前期比 14.5%減 ↘)



排水用吸気弁



基礎貫通スリーブ

管工機材分野におきましては、新設住宅着工戸数が概ね堅調に推移したこともあり、「基礎貫通スリーブ」や「排水用吸気弁」など付加価値の高い住環境改善製品の一部は売上を伸ばしておりますが、「ビニルパイプ」など汎用品における競合他社との競争は引き続き激しく、全般的に厳しい事業環境が続いております。

新規事業分野向けの製品については、市場投入が予定より遅れた影響もあり、業績に大きく寄与するには至っておりません。

また、熊谷第一工場の建替えに伴う減価償却費負担については、主にこのセグメントで担っており、その結果、売上高198億3百万円(前連結会計年度比1.4%増)、営業利益は10億98百万円(同14.5%減)となりました。

水処理分野

売上高	4億95百万円	(前期比 44.5%減 ↘)
営業損失	1億70百万円	(前期比 —)



排水処理システム「アジティス®」

水処理分野におきましては、排水処理システム「アジティス」をはじめとする多様な水処理システムの積極的な提案活動を行ってまいりましたが、当期予定しておりました大型物件の受注が遅れ、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高は4億95百万円(前連結会計年度比44.5%減)、営業損失は1億70百万円(前連結会計年度は、2億24百万円の営業損失)となりました。

各種プラスチック成形分野



株式会社新潟成型

売上高	18億 0百万円	(前期比 12.6%減)
営業損失	23百万円	(前期比 -)

各種プラスチック成形分野におきましては、部材を納入していた一部大口顧客のプラスチック製品の生産終了や販売不振が重なり、売上が減少いたしました。

また、売上の減少にともない原価率が上昇し利益も減少いたしました。

その結果、売上高は18億円（前連結会計年度比12.6%減）、営業損失は23百万円（前連結会計年度は、5百万円の営業利益）となりました。

(2) 主要な事業内容（2017年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、硬質塩化ビニル管および継手、量水器ボックス・バルブなど上水道用機材、インバートマス・掃除口など下水道用機材器具、小型浄化槽・雑排水処理槽など住宅関連機器、その他各種プラスチック製品の製造および販売、ならびに浄化槽など水処理機器の設計、施工、製造および販売であります。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、主に生産体制の合理化、業務の効率化、製品の高品質化等を目的とした設備投資を継続的に実施しており、当連結会計年度における設備投資額は12億30百万円となっております。

なお、設備投資額には、無形固定資産を含めております。

管工機材分野におきましては、主に生産のための機械装置等3億56百万円、金型4億81百万円の設備投資を実施いたしました。

水処理分野におきましては、主に水処理装置試験のための研究用器具備品等7百万円の設備投資を実施いたしました。

各種プラスチック成形分野におきましては、主に生産のための機械装置等17百万円の設備投資を実施いたしました。

第62期 (2016年3月期)	第63期 (2017年3月期)
4,581百万円	1,230百万円

事業報告

(4) 研究開発の状況

研究開発活動は、合成樹脂の成形性や性能の改良に関する研究と、製品作りに関連する新たな成形技術の確立など総合的観点からの新技術開発をテーマとして取り組んでおります。また、上水道・下水道関連製品を軸にお客様の目線に立った製品の開発・改良を継続しつつ、雨水の利用および浸水被害対策などに有効な雨水マス、雨水浸透マスや雨水貯留浸透ユニットなどの雨水関連製品を軸とした第三の水分野の確立、さらに新規事業分野の開拓に向けた独自製品の開発、知的財産の蓄積にも取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、新規事業分野であるビル設備分野製品として、高層から中・低層までの集合住宅における排水通気に対応可能な「ビニコア」を開発し、また同じく新規事業分野である災害対応製品として、災害時に安全な飲み水を確保することができる非常用浄水装置「エモータブル」を開発いたしました。さらに水処理分野において、エコをテーマとした省エネタイプで高性能な「高速嫌気性微生物処理法」の研究開発や、処理後に発生する汚泥量を減少させる装置の実用化を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は、3億26百万円となりました。なお、2017年3月31日現在における国内外の産業財産権の総数は、276件であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は主に自己資金によりまかないました。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 対処すべき課題

管工機材分野においては、コア事業の売上を確保しつつ、当期に市場投入した新規事業分野向け製品「エモータブル」、「ビニコア」について本格的な売上拡大を目指すとともに、新たに雨水関連製品の市場投入を実行いたします。

水処理分野においては、当期受注予定であった大型物件を含め、排水処理システムのさらなる拡販を図り、計画達成を目指します。

〈ご参考〉中期経営計画『CHALLENGE 2017』

新規事業分野への注力

雨水関連製品
災害対応製品
ビル設備分野・都市型対応製品

2018年3月期は
売上高12億円を確保

コア事業の強化

- 1 水環境事業を推進し、売上の倍増を図る。
2018年3月期は売上高15億円を確保
- 2 住宅の品質向上に貢献する製品のさらなる充実を図り、業界での圧倒的存在として認められる（=信頼の「マエザワ」ブランドの確立）。
- 3 独自性があり、革新的な製品・サービスの開発スピードを上げ、お客様満足度を向上させるとともに適正な利潤を追求。

CHALLENGE 2017

売上高
247億円

〈2018年3月期目標〉

収益構造の改革

- 1 製品ポートフォリオの見直し
- 2 物流コストの最適化

事業領域拡大・強化のための体制・人材教育

- 1 自律型人材の育成と組織構築
- 2 多様な人材が活躍でき、より活性化する職場作り
- 3 専門性の強化とマネジメント能力の向上
- 4 ITシステムの再構築

事業報告

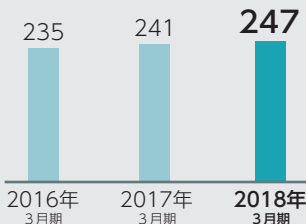
各種プラスチック成形分野においては、大口顧客からの受注の減少の影響が残るため、引き続き他事業分野との連携強化を通じての新規取引先開拓を継続しつつ、射出成形技術にさらに磨きをかけ、他社との差別化により、受注の獲得を図ってまいります。また、生産性向上とコストダウンにつきましても、引き続き進めてまいります。

今後の見通しを踏まえ、各種プラスチック成形分野において当初の目標達成は困難と判断し、中期経営計画「CHALLENGE 2017」の最終年度目標を見直して、連結売上高247億円、連結営業利益13億70百万円、ROE2.7%といたしました。目標達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

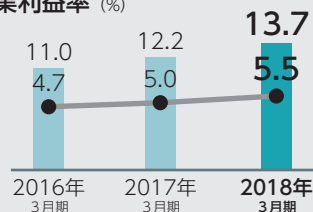
CHALLENGE 2017 3カ年目標値

■ 連結売上高 (億円)



■ 連結営業利益 (億円)

● 連結営業利益率 (%)

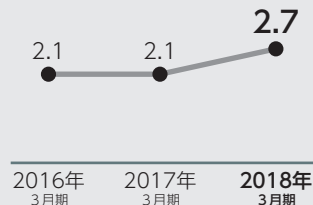


■ 株主還元率

70%

2018年
3月期

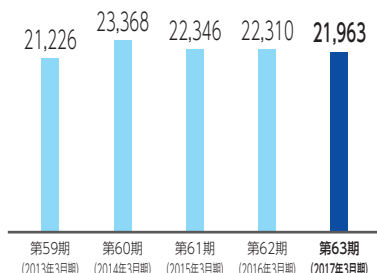
● ROE (%)



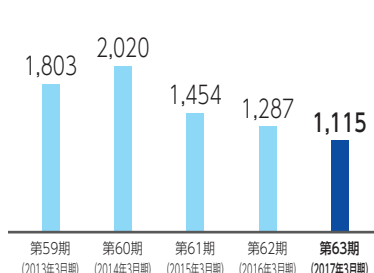
(注) 2014年3月期のROEは3.3%、2015年3月期のROEは2.6%。償却費負担増から中期経営計画で目標とするROEは一旦減少しますが、第2ステップ(次期中期経営計画2019年3月期～2021年3月期)で回復を図り、2025年3月期には5%達成を目指します。

(8) 財産および損益の状況の推移

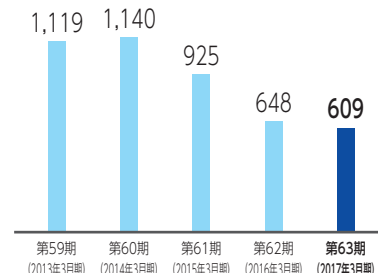
売上高 (単位：百万円)



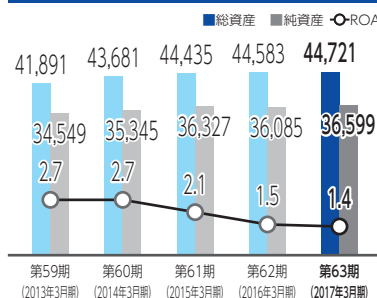
経常利益 (単位：百万円)



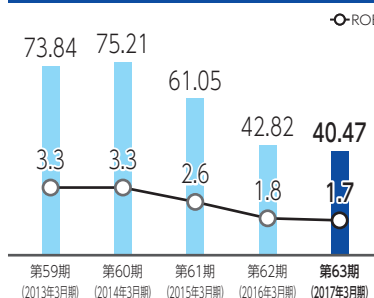
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



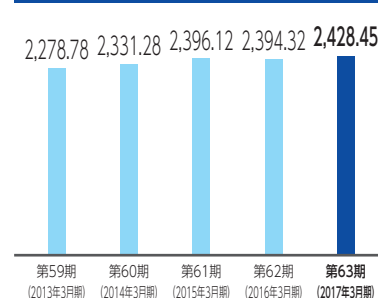
総資産/純資産/ROA (単位：百万円/%)



1株当たり当期純利益/ROE (単位：円/%)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第59期 (2013年3月期)	第60期 (2014年3月期)	第61期 (2015年3月期)	第62期 (2016年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2017年3月期)
売上高	(百万円)	21,226	23,368	22,346	22,310	21,963
経常利益	(百万円)	1,803	2,020	1,454	1,287	1,115
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,119	1,140	925	648	609
1株当たり当期純利益	(円)	73.84	75.21	61.05	42.82	40.47
総資産	(百万円)	41,891	43,681	44,435	44,583	44,721
純資産	(百万円)	34,549	35,345	36,327	36,085	36,599
1株当たり純資産	(円)	2,278.78	2,331.28	2,396.12	2,394.32	2,428.45
ROA	(%)	2.7	2.7	2.1	1.5	1.4
ROE	(%)	3.3	3.3	2.6	1.8	1.7

事業報告

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社新潟成型	88百万円	100.0%	各種プラスチック製品の製造、販売

(10) 主要な営業所および工場（2017年3月31日現在）

① 当社

- ① 本社（東京都中央区）
- ② 北日本支店（仙台市）
 - 北海道営業所（札幌市）
 - 盛岡営業所（盛岡市）
 - 仙台営業所（仙台市）
 - 郡山営業所（郡山市）
- ③ 北関東支店（さいたま市）
 - 埼玉営業所（さいたま市）
 - 北関東営業所（前橋市）
 - 新潟営業所（新潟市）
- ④ 東京支店（東京都江東区）
 - 東京営業所（東京都江東区）
 - 千葉営業所（千葉市）
 - 南関東営業所（町田市）
 - 静岡営業所（静岡市）
- ⑤ 中部支店（名古屋市）
 - 名古屋営業所（名古屋市）
 - 北陸営業所（金沢市）
- ⑥ 関西支店（大阪市）
 - 神戸営業所（神戸市）
- ⑦ 中国支店（広島市）
 - 広島営業所（広島市）
 - 四国営業所（高松市）
- ⑧ 九州支店（福岡市）
 - 福岡営業所（福岡市）
- ⑨ 熊谷工場
 - 第一工場（熊谷市）
 - 第二工場（熊谷市）

② 子会社 株式会社新潟成型

- ⑩ 本社（新潟県燕市）
 - 新潟営業所（新潟県燕市）
 - 東京営業所（東京都中央区）
 - 新潟工場（新潟県燕市）

<ご参考：主要拠点>

- ① 本 社
- ② 北日本支店
- ③ 北関東支店
- ④ 東京支店
- ⑤ 中部支店
- ⑥ 関西支店
- ⑦ 中国支店
- ⑧ 九州支店
- ⑨ 熊谷工場
- ⑩ 株式会社新潟成型



本社



第一工場



第二工場

事業報告

(11) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

① 当社グループ

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	523名	+2名	41.84歳	17.18年
女性	118名	+7名	35.48歳	11.77年
合計または平均	641名	+9名	40.67歳	16.18年

(注) 上記従業員数には、準社員・パートタイマー (21名) および契約社員・嘱託社員 (25名) は含まれておりません。

② 当社

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	448名	+5名	41.67歳	17.02年
女性	91名	+7名	33.30歳	9.40年
合計または平均	539名	+12名	40.26歳	15.74年

(注) 上記従業員数には、準社員・パートタイマー (19名) および嘱託社員 (19名) は含まれておりません。

(12) 主要な借入先 (2017年3月31日現在)

① 当社

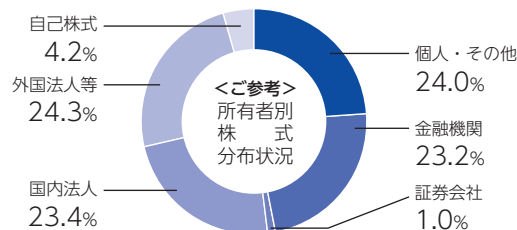
該当する事項はありません。

② 子会社 株式会社新潟成型

借入先	借入額
株式会社第四銀行	200百万円
株式会社りそな銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

2 株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数…………… 36,000,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 15,732,000株
 (うち自己株式660,849株)
 (3) 株主数…………… 11,929名
 (4) 大株主



株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,747	11.60
前澤工業株式会社	879	5.83
前澤給装工業株式会社	842	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	764	5.07
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカウント	416	2.76
前澤化成工業従業員持株会	373	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	370	2.46
公益財団法人前澤育英財団	360	2.39
株式会社りそな銀行	291	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	257	1.71

(注) 持株比率は、自己株式660千株を控除して計算しております。

<ご参考>

① 政策保有株式の保有方針

当社は、良好な取引関係を維持し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながると合理的に考えるものについては、政策的に株式を保有することとしております。ただし、事業年度ごとにその効果について総合的に検証し、効果が乏しいと判断される銘柄については売却することも視野に検討しております。

② 議決権行使の方針

政策的に保有する株式の議決権行使については、保有目的に関係する部署以外の独立した部署が独自に議決権の行使を行う体制とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるか否かの観点から判断を行っております。また、必要がある場合は、議案の内容等について発行会社と対話を行うこととしております。

③ 純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち貸借対照表上の合計額

2,754百万円

事業報告

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2017年3月31日現在)

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2017年3月31日現在）

地位	氏名	担当等	重要な兼職の状況
代表取締役	窪田 政弘	社長 取締役会議長	
取締役	池嶋 勝治	会長 製造・品質保証担当	株式会社新潟成型取締役経営担当
取締役	久保 淳一		
取締役	伊東 正博	内部統制・IR担当	
取締役	茂木 達宏		
社外取締役 (独立役員)	大屋 隆司	経営諮問委員会議長	公認会計士大屋隆司事務所所長（公認会計士） 公益財団法人大川情報通信基金監事
社外取締役 (独立役員)	加藤 真美	経営諮問委員会委員	桜丘法律事務所（弁護士）
監査役	肥田 吉生	常勤	
社外監査役 (独立役員)	齋藤 <small>めぐる</small> 榮	経営諮問委員会委員	報徳総合法律事務所所長（弁護士）
社外監査役 (独立役員)	近藤 純一	経営諮問委員会委員	一般財団法人海外投融資情報財団代表理事理事長 住友金属鉱山株式会社社外監査役 一般財団法人エンジニアリング協会監事
社外監査役 (独立役員)	佐竹 正幸	経営諮問委員会委員	佐竹公認会計士事務所所長（公認会計士・税理士） ピー・シー・エー株式会社社外監査役 公益社団法人商事法務研究会監事 みずほ信託銀行株式会社社外取締役 公益財団法人日本心臓血管研究振興会監事

- (注) 1. 監査役佐竹正幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当社は、監査役佐竹正幸氏の兼職先であるみずほ信託銀行株式会社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を354千株保有しておりますが、同社グループの議決権の0.01%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏の兼職先である公益社団法人商事法務研究会との間には書籍の定期購読の取引がありますが、その取引金額は、当期において1百万円未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、また独立性に影響を及ぼすものではありません。
3. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

事業報告

(2) 執行役員の状況 (2017年3月31日現在)

区分	氏名	役職等
常務執行役員	久保 淳一	営業本部長兼営業管理部長
執行役員	伊東 正博	管理本部長兼情報システム部長
	茂木 達宏	水環境事業部長兼開発設計部長兼中央研究所長
	山田 隆文	管理本部経理部長兼株式会社新潟成型監査役 経営会議議長
	晴山 貢	営業本部東京支店長兼特販営業部長
	木村 裕司	営業本部北関東支店長
	青木 和久	製造本部長兼熊谷工場長
	金子 豊	管理本部長付株式会社新潟成型代表取締役社長兼営業本部長
	亀井 操	営業本部関西支店長

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	9名	143百万円	うち社外 2名 6百万円
監査役	4名	22百万円	うち社外 3名 10百万円
合計	13名	165百万円	うち社外 5名 16百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、当事業年度に係る取締役の役員賞与として計上した引当金42百万円を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む。）37百万円は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度は、2004年6月24日開催の第50回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度は、2004年6月24日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「取締役および監査役の状況」の注記に記載のとおりであります。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度中における主な活動

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	経営諮問委員会 出席状況	当事業年度における主な活動状況
社外取締役 (独立役員)	大屋 隆司	15/15回 (100%)	—	8/8回 (100%)	主に公認会計士として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献しております。
社外取締役 (独立役員)	加藤 真美	12/12回 (100%) ※就任以降の 取締役会	—	5/6回 (83%) ※就任以降の 経営諮問委員会	主に弁護士として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献しております。
社外監査役 (独立役員)	齋藤 <small>めぐる</small> 榮	15/15回 (100%)	17/17回 (100%)	8/8回 (100%)	主に弁護士として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献しております。
社外監査役 (独立役員)	近藤 純一	15/15回 (100%)	17/17回 (100%)	8/8回 (100%)	主に金融機関出身者として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献しております。
社外監査役 (独立役員)	佐竹 正幸	15/15回 (100%)	17/17回 (100%)	8/8回 (100%)	主に公認会計士、税理士として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 43百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針(2014年4月10日)」により、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である基幹システム更改プロジェクトに関するアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

(3) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、2015年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2016年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、2015年5月14日、以下の内容を会計監査人の解任または不再任の決定の方針として決議いたしました。

① 解任

(7) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるなど、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。

(1) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任する。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告する。

② 不再任

監査役会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制などに関し、一般に妥当と認められる基準は確保していると認められるものの、当社の会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する。

6 会社の体制および方針

(1) コーポレートガバナンス

当社は、2015年11月11日開催の取締役会においてコーポレートガバナンス基本方針を決議いたしました。その後も、環境変化を反映した見直しを適宜行っており、現在の内容は2017年5月12日開催の取締役会において決議したものであります。

コーポレートガバナンス基本方針は、当社ウェブサイトにて開示しております。

経営理念

- 1 — 人々をゆたかにする心と技術をはぐくみ、社会のために幸せを創造する。
- 2 — 創意工夫し、知恵を出し、感性を磨き、提案開発型企业として発展する。
- 3 — すべてをプラスに考え、前向きに行動する。
- 4 — 素直な心で、あらゆることに感謝する。
- 5 — 自然を愛し、人を大切にする。

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

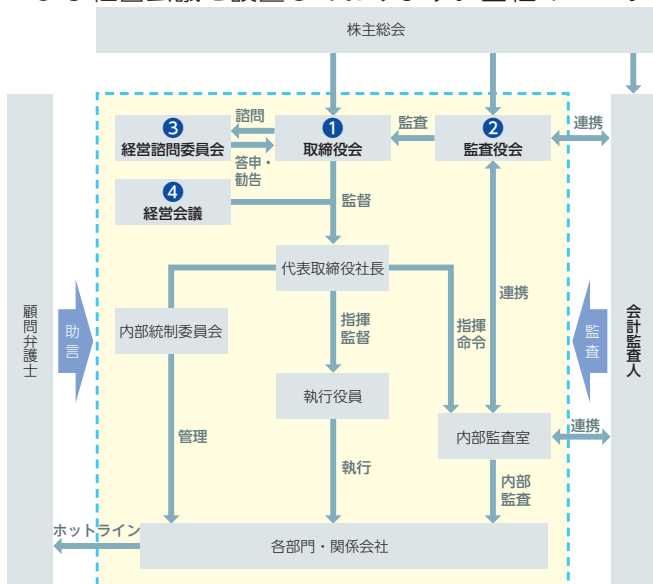
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、業務執行の迅速で果敢な意思決定を可能とする体制（攻めのガバナンス）と透明で公正な意思決定を担保する体制（守りのガバナンス）をバランスよく構築してまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードを適切に運用することが、当社の望ましいコーポレートガバナンス体制の構築に資するとの基本方針に立ち、ステークホルダーとの対話などにより経済的、社会的支持を得ながら、より良いコーポレートガバナンス体制をたえず追求してまいります。

事業報告

② コーポレートガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会を構成する取締役および監査役により経営、監督および監査を行っております。取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うことを可能とするため、執行役員制度を導入しており、これらの体制を推進するため経営諮問委員会および経営会議を設置しております。当社のコーポレートガバナンス体系図は次のとおりであります。



① 取締役会

原則として毎月1回定時に開催され、法令、定款または取締役会規則に定められた重要事項を決定するとともに、職務の執行状況について報告を受け、経営状況の監督を行うなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負っております。

② 監査役会

原則として毎月1回定時に開催され、高い専門性を有する弁護士、公認会計士および企業経営の知見を有する実務家により過半数を構成しており、独立の機関として当社の健全で持続的な成長を担保しております。

③ 経営諮問委員会

社外取締役を議長として社外役員のみで構成される委員会で、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に関する事項、役員および執行役員の選解任および報酬に関する方針、手続きに関する事項、各取締役の自己評価に関する事項など、特に重要と思われる事項について取締役会などから諮問を受け、その内容を客観的に評価して答申または勧告を行っております。少なくとも3ヶ月に1回開催され、当社の透明で公正な体制を担保しております。

④ 経営会議

すべての業務執行取締役と執行役員で構成される会議で、法令、定款または取締役会規則において取締役会の決議事項と定められた重要事項以外の業務執行に関する重要事項について決定するとともに、執行役員の職務の執行状況を監督しております。毎月1回定時に開催され、中期経営計画の実現に向けた効率的な業務執行を可能にしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において、効率的で適法な企業体制（マネジメントシステム）を作ることを目的として、以下を内容とする内部統制システムの基本方針について決議いたしました。その後も、環境変化を反映した見直しを適宜行っており、現在の内容は2017年4月28日開催の取締役会において決議したものであります。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社グループは、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成し、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底する。
 - (イ) 当社グループは、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
 - (ウ) 当社の内部統制委員会は、当社グループのコンプライアンスについて次の活動を行う。
 - i 役職員に対する法令遵守意識の普及、指導および教育
 - ii 法令違反行為の通報状況に係る報告の受領
 - iii 法令違反行為の通報に関する調査、措置等および処分に係る報告の受領
 - (エ) 当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。
 - (オ) 当社は、内部通報に関するホットライン運用規程を定め、当社グループの役職員および取引先が利用可能な通報窓口として、監査役および一定の講習を受けた企業倫理担当者による通報窓口、および社内から独立した外部の弁護士事務所に通報窓口を設置する。
 - (カ) 業務活動の適正性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門を設置し、当社グループに対する監査を行う。
 - (キ) 子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規程等により定める。
 - (ク) 子会社経営の推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、子会社の取締役のうち1名以上は当社の取締役が兼務する。当該取締役が常勤でない場合は、当社の執行役員または使用人が子会社の常勤の取締役として出向する。
 - (ケ) 監査役は、子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図るものとする。
 - (コ) 財務報告を統括する部門は、子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。

事業報告

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (7) 職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）を、適切に保存および管理し、必要に応じてその体制の検証等を行う。
 - (1) 取締役および監査役は、文書化または電磁的媒体化した職務執行情報を常時閲覧できる。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (7) 当社グループのリスク管理規程により、リスク分類ごとに責任部署を定め、内部統制委員会がグループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。新たに発生が想定されるリスクについては、内部統制委員会で審議し速やかに対処する。
 - (1) 当社グループの役職員は、リスクに関する情報を入手したときは、情報の内容およびリスクの根拠を正確かつ迅速に、内部統制委員会に報告する。
 - (5) 当社の内部統制委員会は、責任部署のリスク管理への取組みに関し、指導・教育するとともに、リスク管理に関し問題があると認めた場合は、責任部署に対し、改善策の策定を指示するとともに、策定された改善策を審議し、適切な管理方法を決定し、取締役会に報告する。
 - (1) 当社は、不測の事態や危機の発生時に事業の継続を図るため、コンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社の役職員に周知する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (7) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
 - (1) 当社グループの定性的、定量的目標を、年間計画として設定し、これに基づく業績管理を行い、業務効率の最大化にあたっては、客観的で合理性のある経営管理指標等を用い、統一的な進捗管理・評価を行う。
 - (5) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程等を定め、子会社には、これに準拠した体制を構築させる。

- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 - (7) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社は定期的な報告を受ける。

- (イ) 子会社に重要な事象が発生した場合は、子会社取締役を兼務する当社取締役が、当社取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- (ア) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助する監査役スタッフ等、監査役の職務を補助すべき使用人を新たに置く。
- (イ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を必要とする。
- (ウ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑦ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (ア) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (イ) 当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社監査役に対して報告を行う。
- (ウ) 当社監査役が出席する定期的な内部統制委員会において、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理および内部通報状況等の現状を報告する。
- ⑧ ⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (ア) 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (イ) 当社グループのホットライン運用規程において、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

事業報告

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (7) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明できた場合を除き、当該費用または債務を処理することを拒むことができない。
 - (イ) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のために設置することを求めたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明できた場合を除き、その費用を負担することを拒むことができない。
 - (ウ) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等の支払いに充てるため、毎年一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (7) 取締役は、監査役が社内で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出するなど、監査役の職務執行に必要な協力を行う。
 - (イ) 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社グループが対処すべき課題、コンプライアンスおよびリスク管理への取組み状況その他の経営上の課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。
 - (ウ) 内部監査室、監査役および会計監査人の三者は、相互に情報交換や意見交換を行って連携を密にし、監査の実効性と効率性を高める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」に従い、内部統制システムの整備および運営を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（2007年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」などにより、当社グループは、コンプライアンス規程において反社会的勢力との関係遮断を定めており、不当要求防止責任者を選定し、顧問弁護士および所轄警察等と連携して情報の共有化を図っている。

また、反社会的勢力排除に関する覚書の締結を進めるなど、反社会的勢力の排除に努める。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社は、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成するなどして、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底しているほか、ホットライン運用規程を定め、内部通報制度の効果的な運用に取り組んでおります。また、内部統制委員会を年5回開催し、コンプライアンス、内部統制およびリスク管理に関する問題の把握、検討を行っております。

取締役会は、各議案についての審議、業務執行の状況等に関する監督の充実を図るため、議案と関連資料の事前配布を徹底し、月1回以上開催いたしました。2018年3月期を最終年度とする中期経営計画を具現化するため、単年度のグループ全体の重点経営目標を定めるなどして、適正かつ効率的な職務執行を図っております。

また、不測の事態や危機の発生に対応するため経営危機対応規程を定めているほか、コンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、当事業年度においても大規模地震を想定した訓練を行っております。

子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を受けているほか、子会社取締役を兼務する当社取締役による監督および報告が行われております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、中長期的な企業価値の向上に注力いたしており、買収防衛策を導入しない体制としております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位 百万円)

科目	(<ご参考>)	
	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産	24,129	24,772
現金及び預金	9,097	8,657
受取手形及び売掛金	5,798	6,312
電子記録債権	2,750	2,496
有価証券	2,313	3,504
商品及び製品	2,174	1,752
仕掛品	588	507
原材料及び貯蔵品	595	460
繰延税金資産	264	240
その他	547	842
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	20,591	19,811
有形固定資産	14,479	14,980
建物及び構築物	7,196	7,418
機械及び装置	2,139	2,408
工具器具及び備品	374	304
土地	4,543	4,543
建設仮勘定	204	282
その他	20	23
無形固定資産	368	451
ソフトウェア	365	449
その他	2	2
投資その他の資産	5,743	4,378
投資有価証券	5,066	3,570
その他	827	958
貸倒引当金	△150	△150
資産合計	44,721	44,583

科目	(<ご参考>)	
	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
負債の部		
流動負債	7,173	7,591
支払手形及び買掛金	3,584	3,331
電子記録債務	132	—
短期借入金	500	550
未払法人税等	286	111
賞与引当金	405	394
役員賞与引当金	42	40
その他	2,221	3,164
固定負債	948	906
繰延税金負債	265	130
退職給付に係る負債	400	486
資産除去債務	210	217
その他	72	72
負債合計	8,122	8,498
純資産の部		
株主資本	35,777	35,614
資本金	3,387	3,387
資本剰余金	6,363	6,363
利益剰余金	26,777	26,614
自己株式	△750	△750
その他の包括利益累計額	821	470
その他有価証券評価差額金	1,031	770
退職給付に係る調整累計額	△209	△300
純資産合計	36,599	36,085
負債純資産合計	44,721	44,583

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位 百万円)

科目	当連結会計年度 (2016年4月1日～2017年3月31日)	〈ご参考〉前連結会計年度 (2015年4月1日～2016年3月31日)
売上高	21,963	22,310
売上原価	15,011	15,265
売上総利益	6,951	7,044
販売費及び一般管理費	6,047	5,978
営業利益	904	1,066
営業外収益	230	251
受取利息及び配当金	83	110
投資事業組合運用益	7	0
受取賃貸料	88	88
受取保険金	10	14
その他	40	36
営業外費用	19	30
支払手数料	6	15
賃貸費用	9	9
その他	2	4
経常利益	1,115	1,287
特別利益	1	21
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	—	16
災害損失引当金戻入額	—	3
特別損失	140	278
固定資産売却損	4	6
固定資産除却損	20	8
減損損失	10	29
工場建替関連費用	—	228
出資金評価損	102	—
その他	2	5
税金等調整前当期純利益	976	1,029
法人税、住民税及び事業税	405	383
法人税等調整額	△38	△1
当期純利益	609	648
親会社株主に帰属する当期純利益	609	648

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位 百万円)

科目	(<ご参考>)	
	当事業年度末 (2017年3月31日)	前事業年度末 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産	23,380	23,893
現金及び預金	8,747	8,103
受取手形	2,120	2,241
電子記録債権	2,575	2,364
売掛金	3,167	3,552
有価証券	2,313	3,504
商品及び製品	2,083	1,665
仕掛品	533	459
原材料及び貯蔵品	537	399
繰延税金資産	252	236
未収入金	486	460
未収消費税等	—	314
関係会社短期貸付金	500	550
その他	64	42
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	20,372	19,509
有形固定資産	13,393	13,816
建物	6,156	6,493
構築物	803	674
機械及び装置	1,907	2,113
工具器具及び備品	371	300
土地	3,928	3,928
建設仮勘定	204	282
その他	20	23
無形固定資産	361	440
ソフトウェア	359	438
その他	1	1
投資その他の資産	6,618	5,252
投資有価証券	5,066	3,570
関係会社株式	875	875
出資金	20	157
保険積立金	464	461
その他	195	191
貸倒引当金	△4	△4
資産合計	43,752	43,403

科目	(<ご参考>)	
	当事業年度末 (2017年3月31日)	前事業年度末 (2016年3月31日)
負債の部		
流動負債	6,204	6,428
支払手形	574	580
買掛金	2,778	2,450
未払金	331	1,009
未払費用	1,270	1,218
未払法人税等	286	111
未払消費税等	364	—
賞与引当金	399	391
役員賞与引当金	42	40
設備関係支払手形	59	494
その他	95	130
固定負債	722	590
繰延税金負債	357	262
退職給付引当金	99	55
資産除去債務	200	207
その他	64	64
負債合計	6,926	7,018
純資産の部		
株主資本	35,794	35,613
資本金	3,387	3,387
資本剰余金	6,363	6,363
資本準備金	6,363	6,363
利益剰余金	26,794	26,613
利益準備金	846	846
その他利益剰余金	25,947	25,766
別途積立金	22,210	22,210
繰越利益剰余金	3,737	3,556
自己株式	△750	△750
評価・換算差額等	1,031	770
その他有価証券評価差額金	1,031	770
純資産合計	36,826	36,384
負債及び純資産合計	43,752	43,403

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位 百万円)

科目	当事業計年度 (2016年4月1日～2017年3月31日)	〈ご参考〉前事業年度 (2015年4月1日～2016年3月31日)
売上高	20,298	20,427
売上原価	13,528	13,626
売上総利益	6,769	6,801
販売費及び一般管理費	5,840	5,740
営業利益	928	1,060
営業外収益	227	248
受取利息及び配当金	84	111
投資事業組合運用益	7	0
受取賃貸料	87	87
受取保険金	10	14
その他	37	33
営業外費用	16	26
支払手数料	6	15
賃貸費用	9	9
その他	0	1
経常利益	1,140	1,282
特別利益	1	21
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	—	16
災害損失引当金戻入額	—	3
特別損失	137	277
固定資産除却損	17	7
固定資産売却損	4	6
減損損失	10	29
工場建替関連費用	—	228
出資金評価損	102	—
その他	2	5
税引前当期純利益	1,003	1,026
法人税、住民税及び事業税	404	382
法人税等調整額	△29	△2
当期純利益	628	646

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月9日

前澤化成工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 跡部 尚志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤化成工業株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月9日

前澤化成工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 跡部 尚志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤化成工業株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月10日

前澤化成工業株式会社
監査役会

常勤監査役	肥田 吉生 ㊟
社外監査役	齋藤 榮 ㊟
社外監査役	近藤 純一 ㊟
社外監査役	佐竹 正幸 ㊟

以上

NAVITIME



出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

スマートフォンでQRコードを読み取りください
目的地の入力は不要です！

株主総会会場ご案内図

会場

東京都台東区東上野一丁目26番2号

ジュエラーズタウン・オーラム
地下2階「ラ・サル ロイヤル」

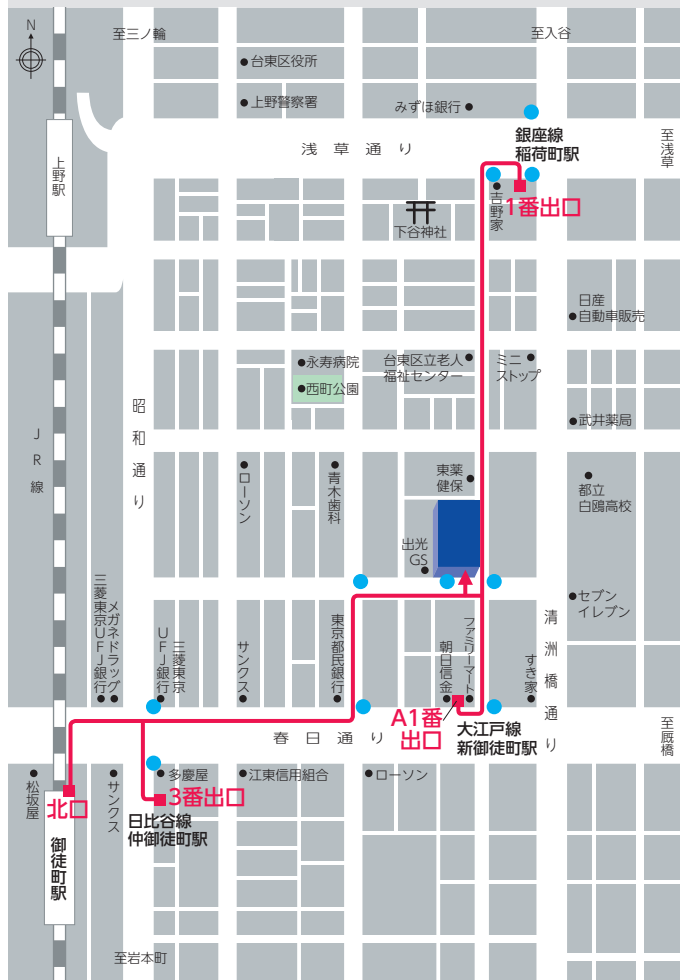
TEL.03-5812-1123 FAX.03-5812-1125

<http://www.aurum-ueno.jp/>

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

- JR 山手線・京浜東北線 「御徒町駅」
北口 徒歩約 9 分
- 東京メトロ日比谷線 「仲御徒町駅」
3番出口 徒歩約 7 分
- 東京メトロ銀座線 「稲荷町駅」
1番出口 徒歩約 5 分
- 都営大江戸線 「新御徒町駅」
A1番出口 徒歩約 2 分



※●の位置に案内の係員を配置しております。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。